

# 郡山市及び田村市の納税者の皆様へ

## 令和元年東日本台風（台風第19号）に係る期限延長措置の終了のお知らせ

令和元年東日本台風（台風第19号）により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。

国税庁では、令和元年東日本台風による被害に伴い、申告・納付等の期限の延長（地域指定）を行っておりましたが、今般、期限の延長を終了することといたしました。

令和元年東日本台風に係る期限延長措置により延長されていた、郡山市及び田村市の納税者の方の令和元年10月12日から令和2年8月30日までに期限が到来する全ての国税の申告・納付等の期限は、令和2年8月31日となります。

なお、振替納税をご利用の方の口座からの振替日は、次のとおりです。

- 1 令和元年分の申告所得税の口座からの振替日は令和2年10月14日、消費税（個人事業者）の口座からの振替日は令和2年10月16日となります。
- 2 令和2年分の所得税予定納税1期分の口座からの振替日は令和2年8月31日、令和2年分の消費税（個人事業者）中間分の口座からの振替日は令和2年9月28日となります。

## 上記期限までに申告・納付等が困難な方へ

- 期限延長措置は終了しますが、なお令和元年東日本台風の影響により、上記期限までに申告・納付等ができない個別の事情がある方は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます（個別指定）。この手続は、申告等と同時に申請いただくことが可能です。
- また、申告は可能であっても、令和元年東日本台風により、財産に相当な損失を受けた方や、国税を一時に納付することが困難な方については、所轄税務署長に申請することにより、原則として1年以内の範囲で、納税の猶予を受けることができます。
- なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、上記期限までに申告・納付等ができない場合にも、個別指定による期限延長や納税の猶予が受けられる場合があります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

※ 新型コロナウイルス感染症に関する申告・納付等の期限延長（個別指定）については、以下のリンク先のFAQ（1 申告・納付等の期限の個別延長関係）をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>

※ 新型コロナウイルス感染症に関する納税の猶予については、以下のリンク先をご覧ください。

[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)

ご質問・ご不明な点は、郡山税務署にご相談ください。